

河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程（昭和46年岩手県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="143 757 767 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 757 319 808">出先機関</th> <th data-bbox="319 757 767 808">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 808 319 1144"> 広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部 </td> <td data-bbox="319 808 767 1144"> 部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 河川砂防課長、<u>管理課長</u>、<u>治水環境課長</u>、 道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="143 1144 767 1193">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職員	広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 河川砂防課長、 <u>管理課長</u> 、 <u>治水環境課長</u> 、 道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]		<p>(河川監理員)</p> <p>第2条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="829 757 1453 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="829 757 1005 808">出先機関</th> <th data-bbox="1005 757 1453 808">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="829 808 1005 1144"> 広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部 </td> <td data-bbox="1005 808 1453 1144"> 部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 <u>管理課長</u>、<u>管理用地課長</u>、河川砂防課長、 道路河川環境課長、<u>治水環境課長</u>、河川 港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="829 1144 1453 1193">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職員	広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 <u>管理課長</u> 、 <u>管理用地課長</u> 、河川砂防課長、 道路河川環境課長、 <u>治水環境課長</u> 、河川 港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	[略]	
出先機関	職員												
広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 河川砂防課長、 <u>管理課長</u> 、 <u>治水環境課長</u> 、 道路河川環境課長、河川港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員												
[略]													
出先機関	職員												
広域振興局、 広域振興局総 合支局及び地 方振興局の土 木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、 <u>管理課長</u> 、 <u>管理用地課長</u> 、河川砂防課長、 道路河川環境課長、 <u>治水環境課長</u> 、河川 港湾課長その他の河川管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。